

岐阜市公告第118号

公募型プロポーザル方式による岐阜市民病院売店運営事業者の 選定の実施について

岐阜市民病院売店運営事業者の選定について、下記のとおり公募型プロポーザル方式にて選定を実施しますので公告します。

平成29年 8月14日

岐阜市長 細江 茂光

記

岐阜市民病院におけるサービスの向上を図るため、患者、見舞等の来院者、職員等を対象に食料品、日用品等を販売する売店運営事業者の選定を実施します。

申し込みには、岐阜市民病院ホームページ (<http://gmhosp.jp/>) に掲載の公募要領を確認のうえ、申し込みをしてください。

1 一般事項

(1) 売店設置のために貸し付ける場所、面積等

貸付箇所 (設置場所)	貸付面積 (㎡)		最低貸付価格 (貸付期間中の賃貸借料 の総額、税抜き)
		計	
中央診療棟 1階	57.0	60.5	4,799,800 円
〃 屋外	3.5		

※上記貸付面積以外に倉庫等のバックヤードの貸出スペースはない。

※店舗と通路の間の壁を撤去することはできない。

(2) 貸付期間

平成30年1月1日から平成34年12月31日まで

(3) 施設概要

ア 名 称 岐阜市民病院

イ 所 在 地 岐阜市鹿島町7丁目1番地

ウ	病床数	609床(一般559床 精神50床)	
エ	面積		
	延べ床面積	59,365	m ²
	うち売店面積	中央診療棟1階	57.0 m ² (別図参照)
	同上倉庫	屋外	3.5 m ² (別図参照)
	計		60.5 m ²
オ	診療時間	午前8時30分から午後5時まで	
カ	休診日	土、日、祝日、年末年始	
キ	面会時間	午後1時から午後8時まで(消灯時間 午後9時30分)	
ク	患者数	(入院) 1日平均	505人(平成28年度実績)
		(外来) 1日平均	1,518人(平成28年度実績)
ケ	職員数	(平成29年4月1日現在)	
	正規	953人	
	嘱託・任用職員	約200人	
	パート職員	約210人	
	委託職員	約270人	
	看護学生	約100人	

2 参加資格

次の要件を全て満たす法人であること。なお、要件を満たしていることが確認できる資料の提出を岐阜市が求める場合がある。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 岐阜市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱(平成23年3月31日決裁)に規定する排除措置対象法人等に該当しないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分の対象になっている団体及びその構成員でないこと。
- (4) 公募に参加しようとする者の間に以下のいずれかに該当する関係がないこと。なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、談合等不正な行為とは解さない。

①資本関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、子会社又は子会社の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の決定又は会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の決定を受けた会社である場合は除く。

ア 親会社と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

②人的関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、アについては、会社の一方が会社更生法に規定する更生会社又は民事再生法の規定による再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③その他公募の適正さが阻害されると認められる場合

上記①、②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (5) 会社更生法第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）をした者にあつては、同法第 199 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 200 条第 1 項の規定による更生計画認可の決定（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）を受けていること。
- (6) 民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による民事再生手続開始の申立てがなされた者にあつては、同法第 174 条第 1 項の規定による再生計画認可の決定を受けていること。
- (7) 公租公課の滞納がないこと。
- (8) 公告の日から過去 5 年間に国内の 300 床以上の病院における連続した 1 年以上の売店の運営実績を有していること。
- (9) 公告の日から起算して 1 年以上前から継続して 24 時間営業の日用生活品及び食品類を取扱う店舗の運営をしていること。
- (10) フランチャイズの加盟店舗として参加する場合、フランチャイズ本部と公募参加に関する合意がとれていること。

3 担当部局

「岐阜市民病院売店運営事業者の選定に係る公募」の担当部局は次のとおりとし、参加申し込み及び各種問い合わせは、当該担当部局に行うものとする。

【担当部局】

部局名称 : 岐阜市民病院事務局 病院施設課
担当者名 : 柴田・丹羽
電 話 : 058-251-1101 (内線 4308)

住 所 : 〒500-8513 岐阜市鹿島町7丁目1番地

4 参加申し込み

(1) 公募要領等の配布

公募要領等は、岐阜市民病院のホームページ (<http://gmhosp.jp/>) からダウンロードすること。

(2) 参加申し込みの方法

参加者は、以下に定める受付期間及び受付時間内に、次の①～⑩に掲げる提出書類を、前項「担当部局」に持参のうえ提出することとし、これ以外の方法（郵送、電話、ファクス、電子メール等）によるものは受け付けない。

書類を提出する際には、①～⑩を順に並べて提出をすること。

なお、⑨については10部（原本1部、複写9部）、その他の書類については各1部を提出すること。参加申込書提出後に参加を辞退する場合は、参加辞退申出書（様式任意、代表者印及び辞退理由必須）を受付期間内に担当部局に提出することとする。

[提出書類]

- ①参加申込書
- ②誓約書
- ③同意書
- ④会社概要
- ⑤決算書（貸借対照表、損益計算書等直近2年の経営実績がわかるもの）
- ⑥商業登記簿謄本
登記事項証明書
（履歴事項全部証明書 ※公告の日前3か月以内に発行されたもの）
- ⑦納税証明書
参加者の住所（所在地）の市区町村にて発行する法人住民税の納税証明書（※直近1年分）又は未納の税額がないことの証明書並びに消費税及び地方消費税（免税者を除く。）の納税証明書（※直近1年分）
- ⑧「2 参加資格（8）」の実績を証明する契約書等の写し
- ⑨企画提案書
- ⑩フランチャイズの加盟店舗として参加する場合、「2 参加資格（10）」が確認できる書類

(3) 受付期間

平成29年8月14日（月）から平成29年9月15日（金）までの

午前9時から午後4時まで

ただし、岐阜市の休日を定める条例（平成元年岐阜市条例第45号）第1条1項に規定する市の休日及び午後0時30分から午後1時30分までを除く。

5 企画提案について

企画提案書により提出することとする。なお、記載スペースが不足する場合、別紙にて提案することを可能とするが、その際はA4サイズの内紙、20頁以内で提出すること。

6 質問について

(1) 質問方法

公募要領等の記載内容及び本件に関する質問は、質問書（様式任意、A4サイズ、質問内容箇条書き）により、担当部局に持参することにより行うものとし、これ以外の方法（郵送、電話、ファクス、電子メール等）によるものは受け付けない。

(2) 質問の受付期間

平成29年8月14日（月）から平成29年8月25日（金）までの午前9時から午後4時まで

ただし、岐阜市の休日を定める条例第1条1項に規定する市の休日及び午後0時30分から午後1時30分までを除く。

(3) 質問の回答方法

質問書への回答は、質問書に記入された「質問内容」とそれに対する市の回答を記載した質疑応答集を作成し、この質疑応答集を、担当部局にて交付する方法及び岐阜市民病院ホームページ（<http://gmhosp.jp/>）に掲載する方法により公表する。

公表予定日は、平成29年9月4日（月）とする。

なお、質問書提出者へ個別の回答は行わないものとする。

7 審査方法

(1) 審査方法

審査は、二次審査まで行う。

ア 一次審査：書類審査

企画提案書記載事項による審査を行う。

※参加者が多数の場合は、評価の高い者から5者程度を一次審査通過者として選定することがある。

イ 二次審査：プレゼンテーション審査

一次審査通過者を対象に、プレゼンテーションによる審査を行う。

プレゼンテーションは、提出済の企画提案書に加え、プロジェクター（担当部署で用意する「EPSON EB-1975W」）で投影する資料により行うことができるが、企画提案書として未提出の資料を追加で配布することは認めない。また、プレゼンテーションの内容は企画提案書の内容を逸脱しないものであること。

- ・プレゼンテーション 15分以内
- ・質疑応答 10分以内
- ・準備及び片付け 各 5分以内

(2) 審査基準

岐阜市が設置する「岐阜市民病院売店運営事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）で定めた審査基準によって審査を行う。

審査基準

	評価項目	評価細項目	配点
一次審査	価格評価	貸付価格	25点
	機能評価	売店サービス	30点
	実績評価	出店実績 全店舗数 内病院店舗数	40点
二次審査	プレゼンテーション	災害協定 売店サービス 売店運営関係	105点

8 審査結果の通知

審査結果については、以下のとおり通知する。

(1) 一次審査結果

一次審査完了後、各項目の評価点及び結果（一次審査通過の可否）を後日参加者全員に文書にて通知する。この際、一次審査通過者に対しては、二次審査の詳細についても併せて通知する。

結果に対する異議は受け付けない。

(2) 二次審査結果

二次審査完了後、各項目の評価点及び結果（合計点数及び交渉順位）

を後日一次審査通過者全員に文書にて通知する。
結果に対する異議は受け付けない。

9 その他

- (1) 本手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。
- (2) 本件の参加に要する費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提出された書類等は、審査が終了しても一切返却しない。
- (4) 参加者から提出された企画提案書の著作権は、当該参加者に帰属する。
また、提出された個人情報、参加者の評価、選定手続に使用すること以外に、当該参加者の承諾を得ずに利用しないものとする。
- (5) 企画提案者の失格について
次のいずれかに該当したものは失格とする。
 - ①提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
 - ②記載すべき内容の全部又は一部が記載されていないもの
 - ③「2 参加資格」及び「仕様書」の条件を満たさないもの
 - ④本件についての公告以後、選定委員会委員又は担当部局の職員に対して本件に関する接触を求めたもの
 - ⑤貸付価格の提案が「1 一般事項(1)」の最低貸付価格を下回るもの
- (6) 提出書類に虚偽の記載をした場合には、申し込みを無効とする。
- (7) 事業者が、岐阜市競争入札参加者選定要綱（平成13年6月1日決裁）に規定する岐阜市競争入札参加資格者名簿（物品・委託・その他）に登録されていない場合は、契約締結までに岐阜市競争入札参加資格審査申請書提出要領に基づき競争入札参加資格審査申請書を岐阜市に提出し、登録の申請を行うものとする。

10 参考

平成28年度（平成28年4月から平成29年3月まで）の年間売上額
約14,080万円

※年中無休、午前7時から午後9時までの営業の場合